

【令和3年3月23日公布 令和3年三浦市条例第2号】

三浦市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の区域であることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。